

〔共同研究〕

歌経標式注釈稿（二） 序文

榎戸涉吾・甲斐温子・朱一麦・馮辰鍼

〔凡例〕

一、本稿は、榎戸涉吾・甲斐温子・朱一麦・馮辰鍼による『歌経標式』輪読会の成果である。

一、各注釈は【本文】【校異】【訓み下し文】【語釈】【現代語訳】から構成される。

一、【本文】は、沖森卓也・佐藤信・平沢竜介・矢嶋泉『歌経標式 影印と注釈』（おうふう、二〇〇八年）所収の天理大学附属天理図書館蔵（竹柏園旧蔵本・真本系）の影印を底本に用いた。原則として通行字体に改めた。

一、【校異】については、前掲『歌経標式 影印と注釈』を用いた。諸本の略称は以下のとおり。

底Ⅱ竹柏園旧蔵本（真本）

東Ⅱ東京国立博物館本（真本）

一、【訓み下し文】は、理解を助けるべく古訓点等を参照して付けた場合があるが、必ずしも上代の訓読の再現を意図したものでない。

一、【語釈】は、歌経標式本文に対する注釈である。

一、【現代語訳】は、本文の大意を示した。語句に即した逐語訳を心がけた。

一、文中、『歌経標式』の諸注釈書に言及する際には、以下の略称を用いた。

『上代文学集』Ⅱ武田祐吉（編）『上代文学集』、佐佐木信綱（編）『校註日本文学類従』、博文館、一九二九年

『哲学全書』Ⅱ三枝博音（編）『日本哲学全書』十一、第一書房、一九三六年

『歌学大系』Ⅱ佐佐木信綱（編）『日本歌学大系』一、風間書房、一九五七年

『注釈』Ⅱ沖森卓也・佐藤信・平沢竜介・矢嶋泉『歌経標式 影印と注釈』、おうふう、二〇〇八年

一、漢詩文・歌の引用は、以下の諸本によった。引用に際してはまず白文を掲げ、その後（ ）内に訓み下し文を示した。歌番号は『万葉集』は旧国歌大観番号により、記紀歌謡は新編国歌大観番号による。

『周易注』Ⅱ樓宇烈（校釈）『周易注』、中華書局

『春秋左氏伝正義』・『周易正義』 || 『十三経注疏』、中華書局
『戦国策』 || 『戦国策』、上海古籍出版社

二十四史 || 『二十四史』、中華書局

『文選』李善注 || 『文選』(中国古典文学叢書)、上海古籍出版社
社

『文選』六臣注 || 『六臣註文選』、浙江古籍出版社

『文心雕竜』 || 楊明照(校注拾遺)『増訂文心雕竜校注』、中華書局

『詩品』 || 曹旭(集注)『詩品集注』増訂本、上海古籍出版社

『芸文類聚』 || 汪紹楹(校)『芸文類聚』、中華書局香港分局

『全唐詩』 || 『全唐詩』、中華書局

『列仙伝』 || 王叔岷(撰)『列仙伝校箋』、中華書局

『遊仙窟』 || 『中国古典小説選』四、明治書院

『群書治要』 || 宮内庁図書寮部本(宮内庁書陵部収蔵漢籍集

覧 書誌書影・全文影像データベースで閲覧)

仏典 || 『大正新脩大藏経』、大蔵出版

『古事記』 || 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉(編)『新校 古事記』

おうふう

『日本書紀』 || 『日本古典文学大系』六七―六八、岩波書店

『続日本紀』 || 『新日本古典文学大系』十二―十六、岩波書店

店

『日本三代実録』 || 『新訂増補国史大系』四、吉川弘文館

『万葉集』 || 井手至・毛利正守(校注)『新校注万葉集』、和

泉書院

律令 || 『日本思想大系』三、岩波書店

『文鏡秘府論』・『篆隸万象名義』 || 弘法大師空海全集編輯委員会(編)『弘法大師空海全集』、筑摩書房

一、本稿では歌経標式の序文を扱う。内容によつて三段に分け、それぞれ草稿を榎戸・甲斐・馮が担当・作成し、朱も加えた四人で検討し、表記等の統一をはかつたうえで成稿した。

【本文】

臣浜成言。原夫、歌者所以感鬼神之幽情、慰天人之恋心者也。韻者所以異於風俗之言語、長於遊樂之精神者也。故、有童女帰海、天孫贈於恋婦歌、味相昇天、会者作称威之詠。並尺雅妙之音韻之始也。近代歌人、雖長歌句、未知音韻。令他悦憚、猶無知病。准之上古、既無春花之儀、伝之来葉、不見秋実之味。無六体、何能感慰天人之際者乎。故建新例、則抄韻曲、合為一卷、名曰歌式。蓋亦詠之者無罪、聞之者足以戒矣。

伏惟、聖朝端歴六天、奉樂無窮。榮比四輪、御賞難極。臣含恩遇奉侍聖明。欲以撮壤導涓之情而、有加於賞樂焉。若蒙收採幸伝当代者、可久可大之功並天地之貞觀、日用日新之明将金鏡之高懸。臣浜成、誠惶誠恐頓首謹言。

宝龜三年五月七日参議兼刑部省卿守従四位上勲四等藤原浜成上。

【校異】

- 「婦」抄本系諸本 — 「婦」底・東
- 「相」哲学全書・歌学大系・注釈 — 「耕」底・東
- 「令」抄本系諸本 — 「含」底・東
- 「貞」抄本系諸本 — 「真」底・東

【訓み下し文】

臣浜成言す。原れば夫れ、歌は鬼神の幽情を感ぜしめ、天人の恋心を慰むる所以の者なり。韻は風俗の言語に異ひ、遊樂の精神を長す所以の者なり。故、童女海に帰り、天孫婦に恋ふる歌を贈ること、味相天に昇り、会へる者威を称むる詠を作すこと有り。並びに雅妙

の音韻を尽す始めなり。

近代の歌人、歌句に長くと雖も、未だ音韻を知らず。他をして悦憚せしむるも、猶ほ病を知ること無し。之を上古に准ふるに、既に春花の儀無く、之を来葉に伝ふるに、秋の実の味を見ず。六体無くは何ぞ能く天人の際を感慰せしめむや。故、新しき例を建て、則ち韻曲を抄き、合はせて一卷と為す。名づけて歌式と曰ふ。蓋し亦之を詠む者は罪無く、之を聞かむ者は以て戒むるに足らむ。伏して惟ひみるに、聖朝端歴六天に歴り、樂を奉ずること窮り無し。榮四輪に比ひ、賞を御ぬること極り難し。臣恩遇を含みて聖明に奉侍す。欲するに壤を撮りて涓を導く情を以てして、賞樂に加はること有らむ。若し收採を蒙り幸に当代に伝ふれば、久しくあるべく大きくあるべき功は天地の貞觀に並び、日に用あられ日に新なる明は、将に金鏡の高懸にならむとす。臣浜成、誠惶誠恐頓首謹言。

首謹言。

宝龜三年五月七日参議兼刑部省卿守従四位上勲四等藤原浜成上。

【語釈】

○ 臣浜成言

「臣言」は上表文の書き出しの定型句。「臣善言。(臣善言す。)(李善「上文選注表」、『文選』)、「臣延祚言。(臣延祚言す。)(呂延祚「進五臣註文選表」、『文選』)、「臣鸞言。(臣鸞言す。)(任昉「為齋明帝讓宣城郡公第一表」、『文選』三八・表下)など例は多い。『古事記』序にも「臣安万侶言。(臣安万侶言す。)」とある。儀制令・皇后条には「凡そ皇后皇太子以下、率土の内、天皇太上天皇に上表せむ、同

臣妾名を称せ。」とあり、天皇・太上天皇に上表するときには「臣妾名」を名乗ることとされている。「浜成」は序文筆者である藤原浜成のことを指す。

○ 原夫

そもそも。文を始める際の定型句。「臣雲言。原夫……（臣雲言す。原れば夫れ……）」（任昉「為范始興作求立太宰碑表」、『文選』三八・表下）や、「原夫、籥幹之所生兮、于江南之丘墟。（原れば夫れ、籥幹の生ふる所、江南の丘墟に于てす。）」（王子淵「洞簫賦」、『文選』十七・音樂）など例は多い。『文鏡秘府論』（北・句端）所引「文筆要決」には、「右並発端置辞、汎叙事物也。……大凡「観夫」、「惟夫」、「原夫」……可施於大文、余則通用。（右は並びに発端に辞を置き、汎く事物を叙するなり。……大凡「観夫」、「惟夫」、「原夫」……大文に施すべく、余は則ち通用す。）」とある。

○ 歌

和歌を指す。以下、「鬼神」と「天人」とを対として掲げながら、和歌の効力を述べる。この一文は、「韻は風俗の言語を異にし、遊樂の精神を長す所以の者なり」と対句をなす。

○ 感鬼神之幽情

鬼神の奥深い心を感動させ。「鬼神」は超人的な力を持つ霊的な存在のこと。「配霽潤於雲雨、象變化乎鬼神。（霽潤を雲雨に配し、變化を鬼神に象る。）」（陸機「文賦」、『文選』十七・論文。「幽情」は奥深く高雅な思いのこと。「願賓摠懷旧之蓄念、發思古之幽情……」

（願くは賓懷旧の蓄念を摠べ、古を思ふの幽情を発し……）」（班固「西都賦」、『文選』一・京都上）。

この一文は『毛詩』大序の「故正得失、動天地、感鬼神、莫近於詩。（故に得失を正し、天地を動かし、鬼神を感ぜしむるは、詩より近き莫し。）」（下商「毛詩序」、『文選』四五・序上）や、『詩品』序の「氣之動物、物之感人、故揺蕩性情、行諸舞詠。照燭三才、暉麗万有。靈祇待之以致饗、幽微藉之以昭告、動天地、感鬼神、莫近於詩。（氣之物を動かし、物之人を感ぜしむ、故に性情を揺蕩し、諸を舞詠に行ふ。三才を照燭し、萬有を暉麗す。靈祇之を待ちて以て致饗し、幽微之を藉りて以て昭告す。天地を動かし、鬼神を感ぜしむるは、詩より近き莫し。）」をふまえる。

後者『詩品』序について、村田正博は「『靈祇……』『幽微……』を前提して、『動天地、感鬼神』に言い及ぶのは、当面の『感鬼神之幽情』を導くものとして注目される」とする（『歌学の創始——『歌経標式』序文の構想——」、二八三頁『万葉集研究』二七、塙書房、二〇〇五年、二七九—二八頁）。

「靈祇」は天地の神、「幽微」は奥深い思いの意であり、これを承けて「天地を動かし、鬼神を感ぜしむるは」と展開する点は、当該序文が「鬼神」の奥深い心を感動させると述べている点に通じるところがある。

○ 慰天人之恋心

天人の恋心を慰め。「慰」は、「独有延年術、可以慰我心。（独り延年の術有りて、以て我が心を慰むべし。）」（阮籍「詠懷詩十七首」十六、『文選』一三・詠懷）や「以慰離心、不悟上聞。（以て離心を慰め、

上聞を悟らず。」『説苑』、『芸文類聚』三三・人十六・閨情)のよう
に、「心」を目的語とした例も多い。「天人」は天界に住む人のこ
と。「衆以為異、皆言此天人也。(衆異を為すを以て、皆言ふは此れ天
人なりと。)」『列仙伝』二、犢子。仏教においては、天界の生類の
総称を指す『織田仏教大辞典』。「使諸天人普見神変。(諸天人をし
て普く神変を見せしむ。)」『仏説長阿含経』二・第一分・遊行経二、
『大藏経』一・一五〇。本序文の用い方はこの例に近い。なお、
日本の例として、牽牛を「天人」と表現した「天人乃 妻問夕叙」
『万葉集』十・二〇九〇)の例がある。

「恋心」は中国の史書・類書類にあまり例のない熟語で、『北史』
に「先帝沢被蒼生、玄威不勝悲慕。恋心如此、不知礼式。(先帝沢
蒼生を被り、玄威悲慕に勝へず。恋心此の如く、礼式を知らず。)」『北
史』列伝七三・王玄威伝)とあるのは数少ない一例。日本の同時代
の文学作品にも例が少なく、『万葉集』に「恋心自こひしんみづ」(十・二〇
一六)、「恋心」(十一・二二九二)と見える他は、『古事記』に海
神の国に帰った豊玉毘売命が火遠理命を慕う歌を送る際の描写に
「雖恨其同情、不忍恋心……(其の伺ひたまひし情を恨めども、恋し
き心に忍へずして……)」『古事記』上)があるのみである。本序文
は後に豊玉姫(童女)に言及があり、『古事記』と本序文との関
係がうかがえよう。

ところで、仏典には「皆言世空增其恋心。(皆世を空と言ひて其の恋
心を増す。)」『大般涅槃経義記』一下、『大藏経』三七・一七六四b)、
「作衣已竟、於此無恋心。(作衣すること已に竟り、此に於て恋心無し。)」
『根本説一切有部毘奈耶羯恥那衣事』、『大藏経』二四・二四四九c)と
いった例があり、俗世を恋しく思うことを表す語であった。瀬間正

之は、『古事記』の「海宮訪問」譚がストーリー・表記の両面とも
に仏典、特に『経律異相』に学んだ形跡が見られることを指摘して
いる(『海宮訪問』と『経律異相』、『記紀の文字表現と漢訳仏典』、お
うふう、一九九四年、四七―七一頁、第二章)。「恋心」は『経律異相』
に見えない表現だが、本序文と『古事記』とが仏典を背景に語彙を
共有している点は興味深い。

○ 韻

和歌の音韻のこと。『注釈』は歌と同義として「詩賦・歌曲の意」と説くが、「悲歌吐清響、雅韻播幽蘭。(悲歌清響を吐き、雅韻幽蘭を播く。)」(陸機「日出東南隅行」、『芸文類聚』四一・楽部一・論楽)の例が示すように、「韻」は「歌」に付随する音の響きを指す。こ
こは、詩文における音韻の概念を和歌に移入したものと見るべきだ
ろう。本文は以下、「言語」と「精神」とを対として掲げながら韻
の持つ効力について述べている。

○ 異於風俗之言語

自然に行われる言語とは異なり。「風俗」はその土地で自然に行
われる気風・習俗のこと。『毛詩』大序にも「先王以是経夫婦、成
孝敬、厚人倫、美教化、移風俗。(先王是を以て夫婦を経し、孝敬を
成し、人倫を厚くし、教化を美にし、風俗を移す。)」(卜商「毛詩序」、
『文選』四五・序上)とあった。

○ 長於遊樂之精神

遊び楽しむ心を増す。「長」は増すこと、「遊樂」は遊び楽しむこ

と。「昔日遊樂、是以不敢聽命。(昔日遊樂し、是を以て敢へて命を聴かず。)(『後漢書』本紀十上・和熹鄧皇后紀・李賢注。

なお、この表現は音楽性を伴う和歌が礼楽思想の「楽」の範囲にあるものと認識した表現として重要である。和歌は韻を備えるからこそ「楽」の霊能が発揮できるのであり、それゆえ鬼神・天人を動かすことができるのである。しかし、『毛詩』大序が「故に得失を正し」以下詩の政教的な意義を説くのに対して、これをふまえる本序文が以下和歌の起源の説明に展開していく点は注意すべきだろう。和歌の効用を「楽」によって説く「歌は鬼神の幽情を……」以下の二文は、「楽」の効能が政教とどのように関わるのかを必ずしも明らかにしていない。本序文の主眼が和歌の効用を説くところにならないことがうかがえる。

○ 竜女帰海

竜女は海に帰り。「竜女」は仏教の文脈では竜宮に住む竜王の娘のことを言い、特に沙伽羅竜王の娘を指す(『妙法蓮華経』五・提婆達多品十二)。ここは海神の娘で海神宮に住む豊玉毘売命を指す。『日本書紀』には「豊玉姫、方産化爲竜。(豊玉姫方に産むときに、竜に化爲りぬ。)(『日本書紀』二・神代下・十)とあるほか、「遂に見辱爲恨、則徑帰海郷。(遂に辱められたるを以ちて恨しとして、則ち徑に海郷に帰る。)(同・一書一)ともある。

神代の典雅な歌の例を掲げる「故、竜女海に帰り……」の一文は、以下の項でも示すように『日本書紀』との類似の表現が目立つ。先に仏典を背景に『古事記』と「恋心」の熟語を共有していることを述べたが、当該文の例は本序文が記紀を参照しながら執筆された可

能性を示唆する。

○ 天孫贈於恋婦歌

天孫が妻を恋い慕う歌を送り。本文「婦」は真本系の竹柏園本・東博本に「帰」とあるが、抄本系の「婦」が適当だろう。「天孫」は天照大御神の子孫のことで、ここは火遠理命を指す。「恋婦歌」は、記紀に見える以下の歌を指す。

おきつとりかもづくしまにわがゐねしいもはわすれじよのこと

ごとくも (『日本書紀』二・神代下・十・一書三、五)

おきつとりかもどくしまにわがゐねしいもはわすれじよのこと

ごとくに (『古事記』上、八)

この歌は本文(雅体・四・短歌)に、第三句と第五句を同一韻とする例歌として、

おきつとりかもつくしまにわがゐねしいもはわすれじよのこと

ごとくに

という形で引用されている。引用歌は、第二句以外は記歌謡と一致する。

○ 味耜昇天

味耜は天に昇り。本文「耜」は諸本に「耕」に作るが、『日本書紀』によって「耜」とするのが適当だろう(『折皇全書』・『歌学大系』・『注釈』)。その「味耜」は、味耜高彦根神(『日本書紀』・阿遲志貴高日子根神(『古事記』)を指す。『日本書紀』には「故、味耜高彦根神、昇天弔喪。(故、味耜高彦根神、天に昇り、喪を弔ふ。)(『日本書紀』二・神代下・九)とある。

○ 会者作称威之詠

集まつた者が味相高彦根神の威光を讃める歌を作り。「会者」は、『日本書紀』に「故喪会者歌之曰（故、喪に会へる者歌して曰く）」、『日本書紀』二・神代下・九・一書一とある。「威」は人を畏敬させる雰囲気や態度があるさま。「有威而可畏、謂之威。（威有りて畏るべき、之を威と謂ふ。）」、『春秋左氏伝』襄公三十二年。「詠」は声をひいてうたうこと。『篆隸万象名義』には「歌也、謳也。」とある。なお、「称威之詠」は「夷曲（夷振）」として伝わる以下の歌を指す。

あめなるや おとたなばたの うながせる たまのみすまる
の あなたまはや みたに ふたわたらす あぢすきたかひこ
ね 『日本書紀』二・神代下・九・一書一、二〇
あめなるや おとたなばたの うながせる たまのみすまる
みすまるに あなだまはや みたに ふたわたらす あぢしき
たかひこねのかみぞ 『古事記』上、六〇

この歌もまた、本文（雅体・五・長歌）に例歌として、

あめなるや おとたなばたの うながせる たまのみすまる
みるまろの あなたまはやみ たにふたわたる あぢすきのか
み

という形で引用されている。例歌は四・五句の繰り返しを持ち、やはり記歌謡の形に近い。

○ 並

両者のいずれも。「天孫婦に恋ふる歌」と「会へる者威を称むる

詠」の二例を、「鬼神の幽情を感じしめ、天人の恋心を慰むる」ための典雅な音韻を用いた始めの歌と位置づけている。

なお、このように理想の和歌の起源を神代に求める発想は、前掲村田論文が指摘するように、『文心雕竜』に学んだものだろう。

人文之元、肇自太極。幽贊神明、易象惟先。……唐虞文章、則煥乎為盛。元首載歌、既發吟詠之志、益稷陳謨、亦垂敷奏之風。（人文の元は、太極より肇まる。神明を幽贊して、易象惟れ先だつ。……唐虞の文章、則ち煥乎として盛んなりと為す。元首の載歌、既に吟詠の志を發し、益稷の陳謨、亦敷奏の風を垂る。）

『文心雕竜』一・原道

人文が混沌未分の状態から生まれ、堯舜の時代に詩文が花開いたという文学原論を展開している。『文心雕竜』が詩文の起源として仰ぐ帝堯・帝舜の時代は無論神の時代ではない。しかし、村田が『歌経標式』序文が歌の起源として提示する神代というのは、人文以前の、文字どおり神の時代であり、そこには、記・紀の傳承に託して、いつそう歌の起源を遡らせることで權威づけようとする、この国なりの想念が發揮されたものと察せられる」（三〇二頁）と述べるように、本序文の述作は、人文の起源を説く『文心雕竜』に学びながら和歌の起こりを神代に移すことで、和歌の權威付けを図るものであったと思われる。

○ 尽雅妙之音韻

典雅な音韻を尽くして。「一簡之内、音韻尽、殊。（一簡の内、音韻殊に尽くす。）」（沈約「宋書謝靈運伝論」、『文選』五十・史論下／『宋書』列伝二七・謝靈運伝）、「音韻詳雅、魏人美之。（音韻詳雅、魏人之を

美しむ。』(『宋書』列伝六・張邵伝)。「雅妙」はきらびやかかささま。『遊仙窟』に「機関太雅妙、行歩絶姪嫻。(機関太だ雅妙にして、行歩絶だ姪嫻たり。)」とあるほか、仏典には例が多く、「無量和雅妙音声。(無量雅妙の音声と和す。)」(『大方広仏華嚴経』六、『大蔵経』九・二七八c)、「或作雅妙琴瑟声。(或は雅妙に作す琴瑟の声。)」(『大方広総持宝光明経』五、『大蔵経』十・二九九b)などの例がある。音声について典雅なさまを表現するのにはしばしば用いられた表現のようである。

○近代歌人

近頃の歌人。「近代」は、「初極宏侈之辞、終以約簡之制、煥乎有文、蔚爾鱗集、皆近代、辞賦之偉也。(初め宏侈の辞を極め、終るに約簡の制を以てす、煥乎として文有り、蔚爾として鱗集す、皆近代辞賦の偉なり。)」(皇甫謐『三都賦序』・『文選』四五・序上)とあるように、今の時代、近頃の意。『文心雕竜』には近い表現として、「自近代、辞人、率好詭巧。(近代より辞人は、率ね詭巧を好む。)」(『文心雕竜』六・定勢)がある。以降の「歌句に長くと雖も……」とある内容の上からも、これによるか。『注釈』は「近代」を漢詩における「古」(古)の対比意識に基づく発想かとする。「鬼神」「天人」に始まる本序文は、以降で人間に視野を広げる。

○雖長歌句未知音韻

歌句の表現には巧みであるが、音韻を知らない。「長」は巧みであるさま。『晋書』に、「凡所論人、必先称其所長、則所短不言而自見矣。(凡そ人を論ずる所、必ず先ず其の長ずる所を称し、則ち短ずる

所は言はず自ら見る。)」(『晋書』四三・列伝十三・樂広伝)とある。「音韻」は既出で、漢詩文より和歌に移入された音韻の概念を指す。直後の「令他悦憚猶無知病」とは対をなす。

○令他悦憚猶無知病

人を悦ばせ樂しませはするが、やはり歌病を知らない。真本系は「合」を「含」に作るが、抄本系により校訂する。「悦憚」は大いに喜ぶさま。『文心雕竜』に、「説者悦也。兌爲口舌、故言咨資悦憚。過悦必偽。(説は悦なり。兌を口舌と爲す、故に言は悦憚に資す。悦に過ぐれば必ず偽なり。)」(『文心雕竜』四・論説)とある。「悦」の旁である「兌」が「口舌」に相当することから、言葉によつて喜ばせる意であるという。『文選』に、「悦憚若九春、聲折似秋霜。(悦憚すること九春のごとく、聲折すること秋霜に似たり。)」(阮籍「詠懷詩十七首」四、『文選』二三・詠懷)とあり、安陵君が主君である楚の恭王を喜ばせる様を春の花にたとえる。「病」は音韻上の禁忌で、本書では「歌病」として、頭尾・胸尾・腰尾・顛子・遊風・同音韻・遍見の七種を挙げる。

○准之上古既無春花之儀

これを古い時代になぞらえると、そこにすでに春の花のような美しさは無く。「上古」は「近代」に対応する表現。具体的には、序文冒頭の「有竜女扁海、天孫贈於恋婦歌、味耜昇天、会者作称威之詠。」を念頭におく。「准之上古既無春花之儀」は以降の「伝之来葉不見秋実之味」と対をなす。「春花之儀」は、春の花の美しいさまで、ここでは次項に述べるように、「実」、すなわち内容の確かさに

対する形式上、表面上の（＝音韻上の禁忌を犯していない）美しさを言う。「儀」は、『文選』の成公綏「嘯賦」の、「鳳皇來儀而拊翼」、『文選』十八・賦十・音樂下）の李善注に、「儀、有容儀也。（儀は、容儀有るなり。）」とある。「上古」に比較すると、当代は既に形式上の美しさを失っているという。

○ 伝之来葉不見秋実之味

これを後世に伝えるとすると、秋の実のようなその内実すらも失われてしまう。「秋実之味」は、秋に熟した実の味わいで、ここでは優れた内実の意。「春花」「秋実」の組み合わせは、「魏書」邢顥伝に、「採庶子之春花、忘家丞之秋実。（庶子の春花を採りて、家丞の秋実を忘る。）」、『三國志』魏書十二・邢顥伝がある。「庶子（＝劉楨）」の華やかさを「春花」にたとえ、「家丞（＝邢顥）」の賢明さ、道徳の優れた様を「秋実」にたとえる。「実」と「花」については、『文心雕竜』に、「木体実而花萼振。（木は体実にして花萼振るふ。）」、『文心雕竜』七・情采とあるように、「実」は固定して実態のあるもの、「花」はその上を彩るものと解せる。同じく『文心雕竜』には、「遂拈撫経史、華実布漢、因書立功、皆後人之範式也。（遂に経史を拈撫し、華実布漢し、書に因つて功を立つ、皆後人の範式なり。）」、『文心雕竜』八・事類とあり、内容の確かさと形式の美しさを兼ね備える表現として用いられる。「来葉」は後世の意。『随書』には、「歌盛徳於当今、伝雅正於来葉。（当今に盛徳を歌ひ、来葉に雅正を伝ふ。）」、『随書』列伝四十・何妥伝とある。既に「春花」を失った当代は、このままではやがて「秋実」をも喪失するという。

○ 無六体

「六体」が無ければ。「六体」は、『毛詩』大序に「故詩有六義焉。一曰風、二曰賦、三曰比、四曰興、五曰雅、六曰頌。」とあるところの「六義」をふまえた表現であるが、本序文の表記は「六体」であり一致しない。この点について、小島憲之は、「体」を「詩体」の意とし、『毛詩』大序の「六義」と同一視し、『上代日本文学与中国文学 下』塙書房、一九七一年、一三七五頁、第六篇第二章）、『注釈』は「詩歌のさまざまな体」（二六六頁）とする。「六義」「六体」の表記の不一致からも、『注釈』の解釈に従う。

○ 何能感慰天人之際者乎

どうして天と人とを感動させ慰めることができようか。「感慰」は、感動させ慰めること。早い時期の例に、『宋書』文帝本紀の、「感慰実深。（感慰実深に深し。）」、『宋書』五・文帝本紀・元嘉二六年三月条・文帝詔、『旧唐書』の、「良深感慰。（やや深く感慰せり。）」、『旧唐書』礼儀二・明堂・高宗詔がある。いずれも詔における用例で、皇帝自身の感情の描写に用いられる。なお、「何能感慰天人之際者乎」は、序文冒頭「歌者：恋心者也」を受けた表現であり、「感慰」についても「感鬼神之幽情」及び「慰天人之恋心」を念頭においたか。「天人之際」は、『注釈』に、「天と人との間」、小西洋子・黄夢鶴による注釈に、「天上界の人々の歌の贈答による交わり」、『史林』七二、二〇二三年、五三頁）とするが、判断としない。ここは、「歌者所以感鬼神之幽情、慰天人之恋心者也」に始まり、「近代歌人」と人間界へと話題が展開する文脈を踏まえ、天界と人間界の両方の意と解す。「天人之際」は、『史記』司馬相如伝に、「天人之

際已交、上下相発允答。(天人の際已に交はれば、上下相発し、允に答ふ。)(『史記』司馬相如列伝五七)、「報任少卿書」に、「欲以究天人之際、通古今之變、成一家之言。(以て天人の際を究め、古今の變に通じ、一家の言を成さんと欲す。)(司馬遷「報任少卿書」・『文選』四一・書上)とあるように、自然と人間社会の両方を含む世界観。

○ 改建新例

そういうわけで、新しい規範を定め。「新例」は新たな規範の意。以降では、ここまでの内容を踏まえ、『歌経標式』撰録の意図を述べらる。

○ 則抄韻曲合為一卷

音韻に叶う和歌を抜き出し、一卷となす。「抄」は、書き抜く意。『遊仙窟』に、「請索筆硯、抄写置於懷袖。抄詩訖、十娘弄曰……(請ふ、筆と硯とを索め、抄き写して懷袖に置かむ)と。詩を抄き訖りて、十娘の弄びて曰はく……)(『遊仙窟』とある。「韻曲」は「音韻」を持つ和歌を指す。「合為一卷」は、「合成六十卷」(李善「上文選注表」)を踏まえた表現。なお、「并録三卷(并せて三卷を録して)」「(古事記)序」、「勅成二卷(勅して一卷と成す)」「(懷風藻)序」等、上代日本において近似した表現が複数みえる。

○ 名曰歌式

名づけて歌式とする。「名曰文選」云耳。(李善「上文選注表」)を踏まえた表現。「歌式」について、小島憲之は、「普通名詞の意の詩的方式、即ち「詩式」(或は漢籍の「××詩式」)を応用したものだ

ろう」(一三七二頁)とする。皎然『詩式』(『新唐書』「芸文志」)、『八病病式』(二卷)、『日本国見在書目録』等に同じ。真本系の一本である竹柏園本には、本論冒頭に「歌経標式第一」の表記が見えるが、「第二」以降にはなく、全体として書名表記に統一を欠くことから、後代の補入と思しい。小島の指摘通り、成立時の名称は「歌式」であったとみるべきであろう。なお、江戸期に下るが、真本系の伝本の題簽には「浜成式」と表記されるなど、後代においても呼称が一定していない。

○ 蓋亦詠之者無罪聞之者足以戒矣

思うに(本書を読んで歌を)詠む者は歌病を犯すことなく歌が詠め、(本書を)聞く者はそれを(自作の)戒めとすることができる。『毛詩』大序の、「上以風化下、下以風刺上、主文而譏諫、言之者無罪、聞之者足以戒、故曰風。(上は風を以て下を化し、下は風を以て上を刺す、文を主として譏諫す、之を言ふ者罪無く、之を聞く者以て戒むるに足る、故に風と曰ふ。)(卜商「毛詩序」、『文選』四五・序上)をふまえる。但し、本序文においては、為政者と人民が互いに「風」を以て教化と風刺の関係にあるとする、「上以風化下、下以風刺上」に該当する表現はない(榎戸渉吾『歌経標式』序文からうかがう八世紀後半における歌論の到達点、『早稲田大学文学研究紀要』六八、二〇一三年)。

○ 伏惟

謹んで考えるに、の意。「伏惟」、「臣伏惟」などの形で上表文において上表者の意見を述べる時の慣用句。「伏惟、陛下德象天地、

恩隆父母。(伏して惟みるに、陛下の徳は天地に象り、恩は父母より隆し。)(曹植「上責躬忠詔詩表」、『文選』二〇・詩甲・獻詩)。本書序文作成の際に参考したと思われる李善「上文選注表」にも「伏惟、陛下経緯成徳……(伏して惟みるに、陛下経緯徳を成し……)」とある。日本では『古事記』序文に「伏惟、皇帝陛下、得一光宅、通三亭育。(伏して惟みるに、皇帝陛下、一を得て光宅し、三に通りて亭育す。)」の用例が見られる。

○ 聖朝

「聖朝」は現在の朝廷の尊称。皇帝を指す場合もあるが、ここは前者の意か。「伏惟、聖朝、以孝治天下。(伏して惟みるに、聖朝孝を以て天下を治む。)(李密「陳情事表」、『文選』三七・表上)や「伏惟、聖朝、徳配天地……(伏して惟ひみるに、聖朝の徳天地に配ひ……)」(『魏書』志十・礼志四之二第十)は前者の例。『日本書紀』(神功皇后五二年秋九月条)にも「臣国以西有水。源出自谷那鉄山。……便取是山鉄、以永奉聖朝。(臣が国の西に水有り。源は谷那の鉄山より出づ。……当に是の水を飲み、便に是の山の鉄を取りて、永に聖朝に奉らむ。)」の例がある。

○ 端歴六天

品行の正しさは天下の隅々に巡り。「端」は、『漢書』賈誼伝「於是皆選天下之端士。(是に於て皆天下の端士を選ぶ。)」の師古注に「端、正也、直也。(端は、正なり、直なり。)」(『漢書』賈誼伝十八)とある通り、正しく乱れたところのない様を表す。「歴」は巡ること。『戦国策』「伏軾擗衛、横歴天下。(軾を伏して擗衛し、天下を横

歴す。)」の高誘注に「歴、行也。(歴は、行くなり。)」とある(『戦国策』秦一・蘇秦始將連横。「六天」は、ここでは仏教用語を借りて天下、世間を表しているものと思われる。「六天」の語は、漢籍において、①鄭玄が唱えた六天説における六人の天帝の総称、②人の死後の居所となる六天宮、③道教の上天を構成する六つの天、④仏教における欲界に属する六つの天、といった四つの意味を持つ。『阿毘達磨大毘婆沙論』卷一三五には「漸歴六天求欲免脱既不能得。(漸く六天を歴りて免脱せんと求め欲せども既に能く得ず。)」(『大正蔵』二七、一五四五c)の例があり、ここでは④の意味である。日本の例で本序の用法に近いものとして、『日本三代実録』に東大寺の大仏供養の呪願文がある。「感神天皇……速遊六天、遂登十地。(感神天皇……速く六天に遊び、遂に十地に登る。)」(『日本三代実録』五・貞観三年三月十四日条)。

○ 奉楽無窮

音楽を捧げる者が尽きない。良く治まった当代の治世が「楽」に満ちたものであることを述べる。「奉楽」は音楽を献上すること。「享靈有秩、奉楽以迎。(靈を享るに秩有り、楽を奉りて以て迎ふ。)」(『迎神』、『旧唐書』志十一・音楽四・又隱太子廟樂章二首、「施燈感天眼、奉楽成天耳。(燈を施せば天眼を感じ、楽を奉れば天耳と成る。)」(『大宝積經』一〇六、『大正蔵』十一・三二〇a)。「無窮」は極まらないさま。「至治哉、楽無窮。(至治かな、楽窮り無し。)」(成公綏「正日大会行礼歌」、『晋書』志十二・樂上・四廂樂歌)。

○ 采比四輪

その繁栄は四輪に並び立つほどであり。「比」は匹敵する意。「徳比、天地、明斉日月。(徳は天地に比^なら、明は日月を齊^{ひと}しくす。)(孫楚「尼父頌」、『芸文類聚』二〇・人四・聖。「四輪」は、『阿毘達磨俱舍論』(十一・分別世品三之四)によれば、器世間(人間をまとう自然環境)を構成する風輪・水輪・金輪・空輪の四つの輪を指し、これらは大地の下にあつて世界を支えているという。ここでは、そうした「四輪」に匹敵するほど広く当代の榮華が及んでいることを表すものと思われる。

○御賞難極

天皇の下賜する報奨が尽きないの意。「御賞」の表現は漢籍に見出し難いが、ここでの「御」は連ねる意だろう。「御、東序之秘宝、以流其占。(東序の秘宝を御^まね、以て其の占に流る。)(『後漢書』班彪列伝三〇下・班固伝)の李賢注に「御、猶陳也。(御、猶ほ陳ぬる)ときなり。」とある。天皇からの報奨が尽きることのない様子を表したものと思われる。前文「聖朝端歴六天、奉樂無窮」の民衆・臣下が天皇に樂を奉る表現と併せて当代の政治的調和の様子が描かれている。天子が賞賜を与えることは、正しい政治を行う側面として描かれ、例えば『漢書』宣帝本紀八に「讚曰、孝宣之治、信賞必罰。(讚曰く、孝宣の治に、信賞必ず罰せり。)」とあり、その師古注に「有功必賞、有罪必罰。(功有れば必ず賞し、罪有れば必ず罰す。)」とある。『日本書紀』にも「天皇定功行賞。(天皇功を定めて賞を行ひたまふ。)(神武天皇二年二月二日条)や「遂戰勝者必有賞。(遂に戦に勝たば必ず賞有らむ。)(神功皇后摂政前紀(仲哀天皇九年九月十日)条)とあるように、天皇が功労のある者を奨励することは政治にお

ける才能や治世が豊かであることを表す。

○臣合恩遇

臣である私は陛下の厚い待遇を受けて。「恩遇」は天子の知遇のこと。「膠東三侯与公卿參議国家大事、恩遇甚厚。(膠東三侯公卿と国家大事を參議す、恩遇甚だ厚し。)(『後漢書』馮岑賈列伝七・賈復伝)。「合恩遇」という表現については、近い例として「衛恩遇、進款誠。(恩遇を衛^まみて、款誠を進む。)(劉孝標「広絶交論」、『文選』五五・論五)がある。

○奉侍聖明

賢明な君主に仕えること。「聖明」は、君主の賢明さ、あるいは賢明な君主自身を指す。ここでは後者。「臣聞古之聖明、原始以要終、体本以正末。(臣聞くに古の聖明は、始に原^{もと}きて以て終を要^{もと}す、本を体して以て末を正す。)(『晋書』列伝二二・摯虞伝)。

○撮壤導消之情

土を掴み取り細流を導く思いでの意。李善「上文選注表」の「孰可撮壤崇山、導消宗海。(孰れか壤を撮りて山を崇くし、消を導きて海を宗とす。)」の表現によつた。些細な努力を重ねて大きな成果を導くことを述べている。

○有加於賞樂

君主と共に遊び楽しむ。「賞樂」は遊び楽しむ意。前文の「奉樂無窮」・「御賞難極」の対を意識した表現と思われる。「五湖多賞樂、

千里望難窮。(五湖賞樂多く、千里望めども窮り難し。)(李嶠「菱」、『全唐詩』六〇)、「謬接鸚鵡陪賞樂、還欣魚鳥遂飛沈。(謬りて接す鸚鵡賞樂に陪す、還て欣ぶ魚鳥遂ひに飛沈せり。)(李义「奉和春日幸望春宮應製」、『全唐詩』九二)。

○ 幸伝当代者

幸いにも本書がこの時代に広められるものならば。「当代」は「当世」と同じ、現在の世の中、この時代の意。『史記』には、「雖時扞当世之文罔……(時に当世の文罔を扞すと雖も……)」とあり、その索隠に「違扞当代之法網、謂犯於法禁也。(当代の法網を違扞す、謂ふところは法禁を犯すなり。)(『史記』遊俠列伝六四)」とある。

○ 可久可大之功、並天地之貞観

(天皇の)久しく続き大きく影響を及ぼす功德は、天地が正しく示すことに及び。「可久可大之功」は「有親則可久、有功則可大。(親有らば則ち久しくあるべく、功有らば則ち大きくあるべし。)」の王弼注「有易簡之徳、則能成可久、可大之功。(易簡の徳有らば、則ち能く久しくあるべく大きくあるべき功を成す。)(『周易注』七・繫辭上)によることは『注釈』が指摘した通り。なお、『注釈』が孔穎達注としているのは恐らく孔穎達正義との混同であろう。

「並」は匹敵する意。「陛下明並日月、無幽不燭……(陛下の明は日月に並び、幽きとして燭らざるは無く……)」(劉琨「勸進表」、『文選』三七・表類)。「貞観」は真本系に「真観」に作るが、抄本系諸本による(前掲小島論文・『注釈』。「天地之道、貞観者也。日月之道、貞明者也。(天地の道は、貞観の者なり。日月の道は、貞明の者な

り。)(『周易注』八・繫辭下)とあるように、「貞観」は正しく示すことの意味。なお、真本系の「真観」は宇宙の真理を捉えた観念を言い、仏典に良く用いられる語。「貞」と「真」との字体の近似による誤か。

○ 日用日新之明、将金鏡之高懸

日に日に用いられ日に日に新しく変化する明德は、正しい道を照らす輝く鏡が高く掲げられるようである。「日用日新之明」は『周易』の「百姓日用而不知……日新之謂盛徳。(百姓日に用ゐて而も知らず……日に之を新しくするを盛徳と謂ふ。)(『周易注』七・繫辭上)をふまえる。孔穎達疏には「正義曰、百姓日用而不知者、言万方百姓恒日日頼用此道。(正義曰く、百姓日に用ゐて知らざるは、言ふに万方の百姓恒に日日この道を頼り用ゐる。)、」「正義曰、聖人以能変通体化、合変其徳、日日増新、是徳之盛極。故謂之盛徳也。(正義曰く、聖人能く体化を變通するを以て、其の徳を合変し、日日増新す、是れ徳の盛極なり。故に之を盛徳と謂ふなり。)」とある。当該序文の「日用日新」は徳の到達できる最高の状態をいうのだから。

「金鏡」は明らかで正しい道の比喩として用いられる語。『文選』所収、劉孝標「広絶交論」に「蓋聖人握金鏡、闡風烈、竜驩虺屈、従道汗隆。(蓋し聖人は金鏡を握り、風烈を闡き、竜のごとく驩り虺のごとく屈まり、道に従ひて汗隆す。)」とあり、李善注は『洛書』「秦失金鏡。(秦金鏡を失ふ。)」の鄭玄注「金鏡、喻明道也。(金鏡は明道の喩なり。)」を引く『文選』五五・論五)。

なお、前項と合わせて当該箇所は、『周易』に基づきながら直接的には唐の貞観五年(六三二)に編纂された『群書治要』序文の

「可久可大之功、並天地之貞觀、日用日新之徳、将金鏡以長懸。(久しかるべく大きかるべき功は、天地の貞観に並び、日に用ゐる日に新たなる徳は、将に金鏡の長懸とならんとす。)」によつたものだろう(村田前掲論文)。「群書治要」において、この一文は『群書治要』の利用を通して天子の到達できる徳行を説くもので、これをふまえる本序文も、本書が採択された場合の天皇の徳を称揚する意図があるものと思われる。

○ 誠惶誠恐頓首謹言

誠に恐れ多く、礼拝して謹んで申し上げます。上表文の常套句で、「臣誠惶誠恐頓首死罪謹言。」(呂延祚進五臣集註選表二)、「臣寿誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪。」(三國志)諸葛亮伝五・諸葛氏集目錄)などの例が見られる。日本の例としては、『古事記』序文末尾の「臣安万侶、誠惶誠恐、頓々首々。」がある。

○ 宝龜三年

宝龜三年は西暦七七二年。当時の天皇は光仁天皇。

○ 参議兼刑部省卿守從四位上勳四等

参議は令外の官で、大臣、納言に次ぐ重職。刑部省は令制の八省の一つで、訴訟や罪人の処罰を司つた役所。卿は省の長官を言い、官位令では正四位下相当。『注釈』によると、「刑部卿」ではなく「刑部省卿」と記すのは異例。「守」は、選叙令・任内外官条には「凡そ内外の文武官に任せらむ、而るを本位高下有らば、若し職事卑くは行と為よ。高くは守と為よ。」とある通り、本来の位より高

い官職(ここでは刑部卿)にあることを示すが、「守」の字は位名と官名の間に記すのが通例。勳四等は軍功によつて与えられ、一から十二等までである。

○ 藤原浜成

神亀元年(七二四)〜延暦九年(七九〇)。藤原麻呂の子で、不比等の庶孫。奈良時代の公卿、学者。『歌経標式』を著す。他に仏法善修に関する『唯識問答』や浜成に仮託したと考えられる『天書』があるが、いずれも現存しない。孝謙太上天皇と淳仁天皇・仲麻呂間の争いで孝謙太上天皇側に立ち、天平新護元年(七六五)に勳四等を与えられた。しかし延暦元年(七八三)の氷上川継の謀反事件が起きると、川継の舅である浜成は参議・侍従の官職を解かれ、同年に死去した。『続日本紀』四十・延暦九年二月十八日条の薨伝には「略涉群書、頗習術数。(略群書に涉りて、頗る術数に習へり。)」とある。

【現代語訳】

臣である浜成が申し上げます。そもそも、やまと歌は鬼神の奥深い心を感じさせ、天人の恋心を慰めるものです。音韻は自然に行われる言語とは異なり、遊び楽しむ心を増すものです。だから、童女(豊玉毘売命)が海に帰って、天孫(火遠理命)は妻を恋慕う歌を送り、味耜高彥根神が天に昇って、集まつた者がその威光を讃める歌を作ったのです。両者はいずれも典雅な音韻を尽くした最初の歌です。

近頃の歌人は、歌句の表現には巧みであるが、音韻を知りません。

人を悦び楽しませはしますが、やはり歌病を知らないのです。これを古い時代になぞらえると、そこにすでに春の花のような美しさは無く、(その上)これを後の世に伝えるとすると、秋の実のようなその内実すらも失われます。歌の「六体」が無ければ、どうして天と人とを感動させ慰めることができるでしょうか。そのようなわけで、新しい規範を定め、音韻を持つ曲を抜き出し、それらを一卷に成しました。名づけて歌式とします。思うに、(本書を)読んで歌を詠む者は歌病を犯さず歌が詠むことができ、(本書を)聞く者はそれを(自作の)戒めとすることができるのです。

謹んで考えるに、本朝の品行の端正さは天下隅々に及び、音楽を捧げる者は尽きません。繁栄は四輪に匹敵し、(多くの者に)賞賜を与えて尽きることがありません。臣である私は陛下の厚い待遇を受け、賢明な君主に仕えております。土を摺み取り細流を導くような思いで、君主と共に遊び楽しむことに加わりたい気持ちです。もし(この書が)採択され、幸いにもこの時代に広められるものならば、(陛下の)久しく続き、大きく影響を及ぼす功用は、天地が正しく示すことに及び、日に日に利用され、日に日に新しく変化する明德は、(まるで)正しい道を照らす輝く鏡が高く掲げられるようになるでしょう。臣である浜成が誠に恐れ多く、礼拝して謹んで申し上げます。

宝龜三年五月七日参議兼刑部省卿守從四位上勳四等藤原浜成奉る。

の成果を十分に取り込むことはできなかった。この旨を小西・黄阿氏に申し上げたところ、快く了解してくださった。ご厚情に感謝申し上げます。

(えのきど しようご)
(かい あつこ)
(しゆ いちばく)
(ひよう ちえんちえん)

〔附記〕本稿人稿直前に、小西洋子・黄夢鶴「藤原浜成『歌経標式』序注「釈」『詞林』七二、二〇三年、三四―六五頁)が出たが、残念ながらそ